

一般社団法人日本家族看護学会 災害対策委員会規程

(名称)

第 1 条

一般社団法人日本家族看護学会(以下、本会という)は、定款第 38 条にもとづき、理事会のもとに災害対策委員会(以下、委員会という)を置く。

(目的)

第 2 条

委員会は、本会の家族の災害対策に関わる事項を審議し、会員の利益に資するその実務にあたる。

(活動)

第 3 条

委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 家族の災害対策の検討
- (2) 災害に関わる家族看護学的な課題の検討
- (3) その他、委員会あるいは理事会が必要と認めた事項

(構成)

第 4 条

委員会は、委員長 1 名を含む計 5 名程度で構成する。委員長には理事を充てる。委員の選出にあたっては、委員会担当理事が理事会に候補者を推薦し、承認を得る。委員の任期は、原則として 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議)

第 5 条

委員長は委員会を招集し、その議長をつとめるとともに、委員会事務を統括する。委員会は、委員現在数の過半数の出席(委任状による出席を含む)をもって成立し、出席委員の過半数をもって議事を決する。

(規程の変更)

第 6 条

本規程の改廃は、理事会における決議を経て総会に報告しなければならない。

第 7 条

この規程に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は委員長が委員に諮り、理事会の承認を得て定める。

附 則

この規程は,令和 3 年 4 月 10 日から施行する.

この規程は,令和 4 年 9 月 10 日から施行する.